

「宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業」企画提案に係る質問書に対する回答

N o	質問	回答
1	回答を表示させる時間を原則3秒以内、とのことですが、利用者の回線速度に影響される側面もあり、回答生成を開始するまでの時間を3秒以内と考えて問題ないでしょうか。	質問を受けてから回答を表示するまでを原則3秒以内としてください。 なお、自社環境や通常使用されると想定される環境において3秒以内で回答されればよく、すべての環境において3秒以内を担保する必要はありません。
2	利用者からの問合せに対する回答数について、想定されている回答数はございますでしょうか。	月あたりの想定回答数は以下のとおりです。 1,000人/日×5回×30日=150,000回/月
3	落札した場合に締結する契約書（案）につきまして、事前に確認させていただくことは可能でしょうか。また、契約書（案）が落札後の提示となる場合、弊社にて内容を確認の上、必要に応じて修正等のご相談をさせていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）は別紙のとおりです。修正等の相談は可能ですが、反映できない場合もありますので予め御承知願います。
4	貴課からの問合せ対応方法について、専用のチケットツールを使用してのご対応は可能でしょうか。また、問合せを行うことが想定される対象と人数についてご教示いただけますでしょうか。（管理者のみ、全ユーザー等）	本県と受託者の連絡手段は電話又は電子メールとします。 本県から問い合わせ行う者として、税務課の管理者1～2人を想定しています。
5	操作マニュアルは、オンラインのマニュアルのみのご提供で差し支えございませんでしょうか。	構いません。
6	オンラインによるプレゼンテーション参加は可能でしょうか？	現地参加のみとします。
7	4 機能要件（3）について 弊社システムは生成AIでQAデータを作成し、その作成したQAデータから回答候補を複数導き出すことが可能ですが、仕様要件を満たしますでしょうか。	仕様要件は満たしますが、原則1つの回答を想定しています。なお、回答候補を複数導き出す場合には、その内容の詳細を企画提案書において示してください。
8	「複数のアカウント（5個程度）による管理ができ、アカウントごとに管理できる分野を設定できること。各アカウントのパスワードのリセット・設定を管理者が随時できること。」 上記に関しまして、分野ごとにチャットボットを分けて運用する想定なのか、それとも、1つのチャットボットの中でデータ管理の権限をアカウントごとに分ける想定なのかいずれの運用形態を想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。	1つのチャットボットの中でデータ管理の権限をアカウントごとに分ける想定です。

委 託 契 約 書 (案)

委託業務の名称	令和7年度宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業
委託期間	契約締結の日から令和8年3月31日まで
委託金額	金●●●円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に10分の1を乗じて得た額である。
契約保証金	免 除

宮城県（以下「発注者」という。）と●●●（以下「受注者」という。）とは、令和7年度宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業（以下「委託業務」という。）を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、別紙「令和7年度宮城県宿泊税に関するAIチャットボットサービス導入業務委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）により、頭書の委託金額で、頭書の委託期間内に委託業務を完了するものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第2条 受注者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書による場合のほか、売掛債権担保融資保証制度の利用に当たり、債権担保を目的として、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛債権を譲渡（根保証によるものを除く。）することができる。
- 3 前項に基づいて受注者が売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第50条第1項の規定により出納執行者に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（再委託の禁止）

- 第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、発注者がその方法を指定した場合は、この限りでない。

2 受注者は、この契約の履行に際し、受注者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、発注者の必要な範囲において使用することを許諾するものとする。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査を行い、及び受注者に報告を求めることができるものとする。

2 受注者は、情報管理に関し問題が発生した場合、速やかに発注者に報告の上、その指示により調査を行わなければならない。

(資料等の提供)

第6条 発注者は、委託業務の遂行に必要な資料、機器等の提供について受注者から申出があった場合、その是非を検討し、相当な理由があると認められるときは、受注者に無償で開示、貸与等を行うものとする。

(資料等の管理)

第7条 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料、機器等及び契約履行のために受注者が作成した資料、機器等を委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、発注者から提供された委託業務に係る資料、機器等及び契約履行のために受注者が作成した資料、機器等を発注者の書面による事前の承諾を得ないで複製し、又は委託業務の作業場所及び履行場所から持ち出してはならない。

3 受注者は、委託業務の実施に当たって、受注者の管理下の施設において次に掲げる安全管理上の必要な措置を講じなければならない。

(1) 委託業務を処理する施設等への入退室の管理

(2) 発注者から提供された資料、機器その他の貸与品の保管管理

(3) 納入物、納入物の製造又は納入物の利用に必要な物品であらかじめ作成されていた物及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票、磁気テープ等の記録媒体を含む。）の使用及び保管

(4) その他仕様書で指定したもの

4 発注者は、前項の内容を確認するため、受注者に対して、個人情報の管理を含めた受注者の安全管理体制全般について、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提供を求めることができるものとする。

5 発注者は、受注者に対して、機密に関わる作業従事者の誓約書の提出を求めることができる。

(資料等の返還)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供された資料、機器その他の貸

与品を委託業務完了後、速やかに発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、個人情報に係る貸与品については、個人情報の管理記録を併せて提出しなければならない。

(業務内容の変更)

第9条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(委託期間の延長)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、受注者は発注者に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第11条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者が協議して決めるものとする。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、これを受理した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

- 3 前項の検査の結果、不合格又は疑義を生じ、補正又は再調査の必要があるときは、受注者は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、発注者に補正又は再調査完了の届けを提出して再び検査を受けるものとする。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用するものとする。

(委託金の支払)

第13条 受注者は、前条第2項の検査又は同条第3項の再検査に合格したときは、発注者に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に、受注者に委託金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務完了後も同様とする。

(履行遅滞の違約金)

第15条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞日数に応じ、年2.5%の割合で計算した違約金を支

払わなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 発注者は、次の場合、この契約を解除することができるものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者は、本条の規定による契約の解除をすることができない。

(1) 委託期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者が、この契約に違反し、又は不完全な履行をしたとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、及びこれに関する一切の責めを負わないものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、受注者の使用人が受注者の業務として行った行為は、受注者の行為とみなす。

(1) 受注者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。

(5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(契約解除の違約金)

第 18 条 受注者は、第 12 条(受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。)又は前条の規定により、契約が解除された場合においては、委託金の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注

者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、これを損害賠償金の予定と解してはならない。

(契約解除による損害賠償)

第 19 条 発注者は、第 16 条（受注者の責めに帰する理由により生じたものに限る。）又は第 17 条の規定により、契約を解除した場合において損害が生じたときは、受注者に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

2 受注者は、第 16 条又は第 17 条の規定により、契約が解除された場合において損害が生じても、発注者に対して損害賠償を請求できないものとする。

(公正入札違約金)

第 20 条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、委託金の額の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という。）第 14 条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について行訴法第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行訴法第 8 条第 1 項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前 2 号の規定に該当しない場合であつて、独禁法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条による刑が確定したとき。

(賠償金等の徴収)

第 21 条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 2.5 %の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 発注者は、前項の追徴をする場合は、受注者から遅延日数につき年 2.5 %の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(その他)

第 22 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度発注者と受注者が協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年●月●日

発注者 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県
宮城県知事 村 井 嘉 浩

受注者 住 所
氏 名